平成２１年（フ）第１５８号
千葉県流山市野々下１丁目355番地
破産者　日本ビジネス印刷株式会社
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２０９号
千葉県柏市大津ケ丘２丁目31番４棟103号
破産者　山崎　裕二
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２２５号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目６番９号
破産者　奥濱　正樹
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２２８号
千葉県流山市南流山７丁目18番地の41
破産者　武藤　伸一
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２６１号
千葉県松戸市二ツ木1631番地の６　塚田方
破産者　矢口　義雄
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２９９号
千葉県我孫子市湖北台１丁目13番４号
破産者　有限会社鶴屋酒店
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３００号
千葉県我孫子市新木野４丁目29番12号
破産者　城戸スズ子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成１９年（フ）第１６５１１号
千葉県市川市宮久保３丁目３－３－403、住民票上の住所東京都目黒区中町１丁目２－４笠間方101
破産者　西村　親幸
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７号
東京都文京区本駒込５丁目31－６－302、開始決定時の住所東京都文京区本駒込６丁目８－５
破産者　中川　孝道
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７５号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央３丁目３－41－405
破産者　田中貴妙子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６７号
東京都文京区千石２丁目33―13
破産者　井上　千秋
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６８号
東京都文京区千石２丁目33―13
破産者　井上　朱美
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０２７号
東京都調布市国領町１丁目31―４―301
破産者　横山　浩一
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１５３号
東京都港区西麻布２丁目24番37号ヴェルデ西麻布101
破産者　株式会社彩紅社
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９３９号
東京都港区六本木３丁目４―30　ホンシャンビル３Ｆ
破産者　山田　　錦
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０１０号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西７丁目17―25―101、開始決定時の住所神奈川県川崎市麻生区上麻生７丁目13―１―306
破産者　山本　伸之
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１６８号
東京都渋谷区本町３丁目14番３号
破産者　株式会社テクノパーク峯
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２７１号
東京都港区六本木５丁目11番38号
破産者　ベルーガ株式会社
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３８１号
千葉県千葉市中央区末広３丁目17番１号
破産者　有限会社エム・アンド・ティー・ワールド
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３８２号
埼玉県川口市戸塚４丁目11―14
破産者　田中　　充
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６６９号
長野県長野市浅川西条383―30
破産者　梶浦　幸子（旧姓黒紙）
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部